

栗東市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年9月 1日

栗東市監査委員 大橋 慎一

栗東市監査委員 梶原 美保

定期監査結果

1. 監査の種類及び根拠 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

2. 監査の対象及び監査期日

（現地監査）

治田保育園 令和7年5月26日

（書類審査）

上記以外の市立幼児園・保育園・幼稚園

3. 監査にあたった監査委員

大橋 慎一

川嶋 恵

4. 監査の着眼点と実施内容

財務に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた監査資料と通帳や補助金等関係書類との照合をしながら審査を実施した。また、事業の実施状況等について関係者から説明を聴取し監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の範囲内においては、予算の執行及び財務に関する事務は概ね適正に執行されていると認められたが、引き続き、不適切な事務処理の防止や事務処理の効率化に努められたい。

特別支援を必要とする子どもが増えていることから、各々教育的ニーズに応じた個別の指導計画に基づき柔軟な指導方法の工夫や改善をされたい。

以上